

第 3 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

令和 7 年 10 月 14 日

(令和 6 年度決算)

(企画振興部・健康福祉部)

閉会中

場所 全員協議会室

## 第3回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和7年10月14日(火曜日)

午前9時57分開議

午前11時4分休憩

午後0時57分開議

午後2時24分閉会

本日の会議に付した事件

議案第37号 令和6年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第39号 令和6年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第52号 令和6年度熊本県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(13人)

委員長 高木 健次  
 副委員長 中村 亮彦  
 委員 前川 収  
 委員 西 聖一  
 委員 渕 上陽一  
 委員 前田 憲秀  
 委員 高島 和男  
 委員 坂梨 剛昭  
 委員 前田 敬介  
 委員 南部 隼平  
 委員 住永 栄一郎  
 委員 斎藤 陽子  
 委員 星野 愛斗

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

企画振興部

部長 富永 隼行  
 理事  
 (デジタル戦略担当)

兼デジタル戦略局長 阪本 清貴

理事  
(球磨川流域復興担当)兼球磨川流域復興局長 府高 隆  
総括審議員兼政策審議監

兼地域振興

・世界遺産推進局長 柴田 英伸  
 交通政策・統計局長 坂本 弘道  
 土木技術審議監 有働 人志  
 首席審議員兼企画課長 受島 章太郎

首席審議員

兼地域振興課長 若杉 久生  
 阿蘇草原再生  
 世界遺産推進課長 吉田 二浩  
 交通政策課長 牧野 記大  
 空港アクセス鉄道

整備推進課長 宮原 尚孝  
 統計調査課長 上野 成也  
 デジタル戦略推進課長 大村 克之  
 システム改革課長 四方田 亨二  
 政策監 甲斐 奈美枝

健康福祉部

部長 下山 薫  
 首席審議員  
 兼政策審議監 鍬本 亮太  
 医監 木脇 弘二  
 長寿社会局長 本田 敦美  
 子ども・  
 障がい福祉局長 清水 英伸  
 健康局長 篠田 誠

首席審議員  
 兼健康福祉政策課長 入田 秀喜  
 健康危機管理課長 弓掛 邦彦  
 高齢者支援課長 笠新  
 認知症施策・  
 地域ケア推進課長 永野 千佳  
 社会福祉課長 富安 智詞  
 子ども未来課長 緒方 雅一

子ども家庭福祉課長 中 村 寿 克  
首席審議員  
兼障がい者支援課長 竹 中 良  
医療政策課長 神 西 良 三  
国保・高齢者医療課長 黒瀬 琢 也  
健康づくり推進課長 堤 茂  
薬務衛生課長 飯 野 彰

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 野 中 真 治  
会計課長 小 夏 香

監査委員・同事務局職員出席者

局 長 井 藤 和 哉  
監査監 天 野 誠 史  
監査監 二 宮 守

事務局職員出席者

議事課課長補佐 吉 村 修 一  
議事課主幹 太 田 弘 巳  
議事課主事 井 島 美 幸

午前9時57分開議

○高木健次委員長 それでは、ただいまから第3回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前に企画振興部の審査を行い、午後から健康福祉部の審査を行うこととしております。

これより、企画振興部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、企画振興部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、富永企画振興部長。

○富永企画振興部長 おはようございます。

令和6年度決算の御説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、企画振興部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

「世界文化遺産登録推進事業について、執行残による不用額が発生しているが、阿蘇の世界文化遺産登録を目指して、事業をさらに効果的に進めること。」との御指摘がありました。

昨年度は、事業の計画的な執行に努め、執行残額の圧縮に努めたところです。また、事業費に対して最大限の効果が得られるように、本年度は、海外の有識者を招き阿蘇を視察いただく国際ワーキンググループの実施や例年実施しております機運醸成向上のための県外での阿蘇世界文化遺産登録シンポジウムの開催、また、資産範囲の保護措置を高める文化財保護法の重要文化的景観選定に向けた取組などを予定しており、引き続き、阿蘇の世界文化遺産登録を確実に実現するために努めてまいります。

続きまして、企画振興部の令和6年度決算の概要について御説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会説明資料、1ページの令和6年度歳入歳出決算総括表により御説明いたします。

歳入につきましては、予算額51億2,000万円余に対しまして、収入済額は35億7,000万円余で、不納欠損額及び収入未済額はございません。

なお、予算現額と収入済額との比較15億4,000万円余は、主に翌年度への事業繰越しに伴う国庫支出金等の減及び基金を充当する事業の所要額の減でございます。

また、歳出につきましては、予算額118億円余に対しまして、支出済額は91億8,000万円余となっております。

翌年度への繰越額は19億8,000万円余で、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業等の年

度内の事業完了が困難となり、翌年度に繰り越しているものでございます。

また、不用額は6億3,000万円余で、主な内容は、実績額が見込額を下回ったことや経費節減、入札に伴う執行残でございます。

詳細につきましては、各課長が説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○高木健次委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○受島企画課長 企画課でございます。

まず、定期監査の結果につきましては、企画振興部では指摘事項はございません。

続きまして、企画課の決算状況につきまして、お手元の決算特別委員会説明資料により御説明申し上げます。

資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額ともございません。

2ページ、最下段のまち・ひと・しごと創生寄附金は、本県の地方創生の取組に対しまして、企業版ふるさと納税として県外企業からいただきました寄附金でございます。寄附金が見込みより多かったことにより、3,000万円余の増額となっております。

飛んで、4ページをお願いいたします。

歳出について御説明をいたします。

3段目の一般管理費は、人事課から配当を受けました時間外勤務手当でございます。この項目は、企画振興部各課分を企画課にて一括計上しております。

最下段の諸費は、東京事務所の職員給与費及び管理運営費で、不用額900万円余は、人件費、東京事務所の活動経費、維持管理費、宿舎借り上げ料の執行残でございます。

5ページをお願いします。

2段目の企画総務費は、企画課の職員給与費で、不用額200万円余は、その執行残でご

ざいます。

最下段の計画調査費は、各種事業に要する経費でございますが、不用額は3,900万円余となっております。

その主なものといたしましては、政策推進事業費やSDGs推進事業など、経費節減に伴う執行残のほか、ふるさとまもと応援寄附金への積立てにつきましては、これを原資といたします寄附金、いわゆる企業版ふるさと納税の見込み減によりまして、基金への積立金額が想定を下回ったこと、さらに、企業版ふるさと納税マッチング促進事業につきましては、委託事業者に寄附金募集の出来高を支払う、こういった事業でございますが、この事業を活用した寄附金額が想定を下回ったことによるものでございます。

企画課からは以上です。

○若杉地域振興課長 地域振興課でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入につきまして、不納欠損額、収入未済額ともございません。

主な収入について御説明いたします。

まず、使用料及び手数料で、3段目、不動産鑑定業者登録手数料は、不動産の鑑定評価に関する法律に基づく不動産鑑定業者の更新登録等に係る手数料でございます。

4段目以降は、国庫支出金です。

下から3段目の離島活性化交付金は、離島の地域活性化等を図るための交付金で、御所浦地域活性化推進事業を実施しております。

下から2段目の地方創生推進交付金は、地方版総合戦略の取組を着実に推進していくための交付金で、移住定住加速化事業や地域づくりチャレンジ推進事業等を実施しております。

最下段の特定地域振興対策事業費補助は、環境省の水俣病総合対策施設整備費補助金などで、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業等

を実施しております。

7ページをお願いいたします。

1段目の繰越金は、水俣・芦北地域重点施策課題解決推進事業等、令和5年度から6年度に繰り越した事業費の一般財源分でございます。

2段目以降は、諸収入でございます。

下から2段目の被災住宅移転促進宅地整備事業受託事業収入は、令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた球磨村の住まいの早期再建に向け、県が村から受託して実施する被災地域の住民等の移転先となります渡地区における宅地整備等に係る受託事業収入でございます。

最下段の雑入は、一般財団法人自治総合センターからの事務費交付金などでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

2段目の企画総務費は、地域振興課職員20名分の職員給与費で、不用額は執行残でございます。

最下段の計画調査費は、移住定住加速化事業、地域づくりチャレンジ推進事業費補助金をはじめ、備考欄、9ページにございます事業の概要に記載しております事業等に係る経費でございます。

8ページにお戻りいただきまして、不用額1億1,100万余につきましては、備考欄、不用額を生じた理由に記載のとおり、所要額の減に伴う執行残でございます。

主なものといたしまして、移住定住加速化事業につきましては、移住支援事業等の補助金の額の確定に伴う執行残でございます。水俣・芦北地域重点施策課題解決推進事業、地域づくりチャレンジ推進事業、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業につきましては、いずれも補助金の額の確定に伴う執行残でございます。

最後に、繰越しでございます。

翌年度繰越額9億4,300万余につきましては、別冊の附属資料で御説明いたします。

附属資料の1ページをお願いいたします。明許繰越しでございます。

1段目の「環境首都」水俣・芦北地域創造事業は、水俣市が水俣川河口臨海部において護岸整備等を行う諸造成事業等について、建設資材の入手困難等によるものや、令和7年度に市町が実施する事業への補助について、国の経済対策に対応し、令和6年度2月補正予算に計上したため、繰り越したものでございます。

2段目の水俣・芦北地域重点施策課題解決推進事業は、各市町が実施する事業のうち、津奈木町の宿泊交流拠点整備について、物価高騰等の影響により入札が不調となり、その後の設計変更等に不測の日数を要したことにより繰り越したものでございます。

最下段の被災住宅移転促進宅地整備受託事業は、避難路整備のための用地取得に不測の時間を要したこと等により繰り越したものでございます。

地域振興課は以上です。

○吉田阿蘇草原再生・世界遺産推進課長 阿蘇草原再生・世界遺産推進課でございます。

資料の10ページをお願いします。

まず、歳入については、不納欠損、収入未済はありません。

主な収入について御説明します。

まず、分担金及び負担金ですが、阿蘇の世界文化遺産登録推進のための学術的な検討や広報等に要する経費について、阿蘇都市の市町村に県と同額の負担をお願いしているものです。

予算現額と収入済額の差は、対象事業における所要額の減によるものです。

次に、国庫支出金の地方創生推進交付金は、阿蘇世界文化遺産登録推進事業に係る国庫補助で、予算現額と収入済額との差は、所

要額の減によるものでございます。

また、重要文化的景観保存・活用補助につきましては、阿蘇で進めている重要文化的景観の保存・活用事業に係る国庫補助です。

次に、歳出です。

資料の11ページをお願いします。

企画総務費は、当課の職員給与で、不用額は執行残です。

次に、計画調査費ですが、不用額の807万円余は、備考欄の不用額を生じた理由に記載のとおり、世界文化遺産登録推進事業の委託料などの所要額が見込みを下回ったことなどによる執行残が主な要因でございます。

翌年度繰越し545万余につきましては、別冊の附属資料で御説明します。

附属資料の2ページをお願いします。

明許繰越しでございます。

阿蘇草原再生事業費は、野焼きの再開と後継者育成を行うもので、各牧野で実施する野焼きについて、度重なる天候不良が生じたことで、年度内に事業が実施できなかったため、繰り越したものでございます。

なお、右端の進捗状況100%と記載のとおり、今年5月までに事業を完了しております。

阿蘇草原再生・世界遺産推進課は以上です。

○牧野交通政策課長 交通政策課でございます。

説明資料、12ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

内容について御説明いたします。

まず、使用料及び手数料につきましては、阿蘇くまもと空港にございます格納庫の使用料によるものでございます。

次に、国庫支出金につきましては、地域公共交通再構築調査事業費補助、それから社会資本整備総合交付金等でございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

次に、財産収入についてでございますが、阿蘇くまもと空港周辺の県有地の土地貸付料等でございます。

次に、繰越しにつきましては、国際航空貨物専用の上屋の整備をはじめとした阿蘇くまもと空港拠点性向上事業等の令和5年度からの繰越しに伴う一般財源分でございます。

次に、諸収入につきましては、有明海自動車航送船組合新船建造費貸付金回収金等でございます。

続いて、14ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

まず、企画総務費につきましては、当課職員18人分の給与費でございまして、不用額はその執行残でございます。

次に、計画調査費につきましては、備考欄、15ページまでかかりますけれども、備考欄の事業の概要に記載の事業などに要する経費となつてございます。

不用額の9,300万円余につきましては、14ページから15ページに同じく記載してございます不用額を生じた理由のところを御覧いただければと思います。

主なものといたしましては、並行在来線対策事業、それから阿蘇くまもと空港直轄事業負担金、天草空港運航支援対策事業、それから地域交通燃料価格高騰対策事業等の補助金や負担金などの所要額が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

16ページをお願いいたします。

企画施設災害復旧費について記載してございますが、こちらは、被災した鉄道、くま川鉄道でございますが、くま川鉄道の災害復旧を行うこの会社に対する助成ということでございます。

不用額は執行残でございます。

翌年度繰越額7億5,900万余につきまして

は、別冊の附属資料で説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、附属資料の3ページをお願いいたします。

1段目、2段目、4段目の地方公共交通対策事業、それから阿蘇くまもと空港国内線対策事業、くま川鉄道災害復旧支援事業につきましては、それぞれ資材調達、それから航空会社などとの事業実施に向けた調整、さらには工事に係る工法の変更に伴う関係機関との調整等に時間を要しまして、年度内の完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

また、3段目の地域交通燃料価格高騰対策事業につきましては、令和6年度2月補正予算による追加事業でございまして、年度内の完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

なお、いずれの事業も、本年度内の完了を予定してございます。

交通政策課は以上です。

○宮原空港アクセス鉄道整備推進課長 空港アクセス鉄道整備推進課でございます。

説明資料の17ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

内容について御説明いたします。

繰越金につきましては、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備調査検討事業等の令和5年度からの繰越しに伴う一般財源分でございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

まず、企画総務費につきましては、当課の職員給与費でございます。

不用額は、各種手当ですか職員共済費等の執行残になります。

次に、計画調査費につきましては、阿蘇く

まもと空港アクセス鉄道整備調査検討事業などに要する経費で、不用額につきましては、旅費ですか負担金その他の事務費の執行残でございます。

翌年度の繰越額2億7,600万円余につきましては、別冊の附属資料で説明させていただきます。

恐れ入りますが、附属資料の4ページをお願いいたします。

阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備調査検討事業につきましては、国やJR等の関係機関との協議、調整に時間を要し、年度内の完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

なお、繰り越しました事業は、今年度内の完了を予定しております。

空港アクセス鉄道整備推進課は以上です。

○上野統計調査課長 統計調査課でございます。

資料の19ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

歳入の内訳ですが、当課の歳入は、ほとんど国庫支出金であり、国から委託を受けた各種統計調査の実施に伴う国庫委託金でございます。

次に、資料の21ページをお願いいたします。

歳出でございますが、統計調査総務費は、主に職員28名の給与費等で、不用額は執行残でございます。

次に、委託統計費は、国から委託を受けて実施した統計調査の経費でございます。

不用額は事業実施後の執行残でございます。

単県統計費は、推計人口調査等の県単独調査及び関係資料の作成に要した経費等でございます。

不用額は執行残でございます。

統計調査課は以上です。

○大村デジタル戦略推進課長 デジタル戦略推進課でございます。

資料、22ページをお願いします。

歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はございません。

主な歳入について御説明いたします。

まず、国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備費補助ですが、中間サーバープラットフォーム活用事業に係る交付金になります。

地方創生推進交付金は、くまもとDXグランドデザイン推進のためのくまもとDX推進コンソーシアムの運営等に係る経費でございます。

次に、財産収入でございますが、熊本県が株主である株式会社熊本流通情報センター、株式会社ジェイコム九州及び天草ケーブルネットワーク株式会社からの配当金収入でございます。

次に、諸収入でございます。

共同システム運営受託収入ですが、県と市町村が共同で運用しております電子申請システム等に係る経費の市町村負担金でございます。

23ページをお願いします。

歳出について御説明いたします。

まず、人事管理費ですが、県と市町村が利用している情報システムの運用管理等を行う電子自治体推進事業や、産学官連携により県全体のデジタル化、DXを進めるくまもとDXグランドデザイン推進事業に係る経費でございます。

不用額の174万円余は、経費節減及び入札に伴う執行残でございます。

次に、企画総務費でございます。

デジタル戦略推進課14名の職員給与費で、不用額は執行残でございます。

最後に、計画調査費ですが、マイナンバー

制度に係る連携サーバーの維持管理等を行う社会保障・税番号制度に係る共同システム整備事業等に係る経費でございます。

不用額155万円余は、所要額減等に伴う執行残でございます。

デジタル戦略推進課は以上でございます。

○四方田システム改革課長 システム改革課でございます。

資料、24ページをお願いします。

まず、歳入でございますが、不納欠損額及び収入未済額はありません。

主な収入について御説明します。

諸収入でございます。

共済組合収入ですが、これは、地方職員共済組合及び熊本県職員互助会から委託されております電算処理業務に係る経費の負担金です。

次に、雑入ですが、企業局及び病院局による知事部局の情報システム利用に係る負担金等になります。

続きまして、資料、25ページをお願いします。

主な歳出について御説明します。

まず、人事管理費ですが、パソコンの調達や保守等を行う府内情報基盤管理運営事業やオンライン会議、テレワーク環境の整備等を行うICTを活用した働き方改革等推進事業等に係る経費です。

不用額の1,514万円余は、入札等に伴う執行残です。

26ページをお願いいたします。

企画総務費でございますが、システム改革課16名の職員給与費で、不用額は執行残です。

次に、計画調査費でございますが、県庁と各広域本部等を高速回線で接続するネットワークの管理等を行う熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業等に係る経費です。

不用額1,182万円余は、入札等に伴う執行

残です。

システム改革課は以上です。

○甲斐政策監 球磨川流域復興局付でございます。

資料の27ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

主な収入について御説明いたします。

中段の繰入金の球磨川流域復興基金繰入金につきましては、令和2年7月豪雨からの生活再建や集落の復旧、復興などを推進する市町村事業の財源に充てるために、基金から一般会計に繰り入れたものでございます。

下段の諸収入の雑入、派遣職員負担金につきまして、予算現額と収入済額の差100万円余は、市町村派遣職員の給与の所要額減に伴うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

資料の28ページをお願いいたします。

まず、企画総務費につきましては、球磨川流域復興局職員31人の職員給与費で、不用額はその執行残でございます。

次に、計画調査費につきましては、備考欄の事業の概要を御覧ください。

主な事業は、球磨川流域復興局運営費、球磨川流域復興基金交付金等でございます。

不用額の2億9,600万円余は、主に球磨川流域復興局運営費の経費節減に伴う執行残及び球磨川流域復興基金交付金、こちらは、復旧、復興のために市町村が実施する事業なのですけれども、そちらの所要額減に伴う執行残でございます。

球磨川流域復興局は以上です。

○高木健次委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

それでは、質疑はありませんか。

○前川收委員 まず、4ページ、企画課ですけれども、上から4段目の諸費で、東京事務所等々の不用残があったと、不用額が出たということであります。私たちの感覚でいえば、東京は非常に物価高が我々地方以上に進んでいるような気がしております。総額で936万4,000円の不用額とはいえ、東京事務所の運営がかなり厳しい状況になるんじゃないかなという感じをずっと持っていましたので、不用が出たことがちょっと意外でありましたので、その点について一つ説明をしてください。

それから、次は、11ページの阿蘇草原再生・世界遺産推進課の上から3段目の計画調査費で、翌年に繰り越された545万6,000円、中身は、今別冊の中の2ページにございます阿蘇草原再生事業、野焼き事業が天候不良ということで事業ができなかったのを繰り越したという話であります。

単純に天候不良ということだけであれば、それはもうそれでやむを得ないのかなというふうに思いますけれども、阿蘇の野焼きというのは、割と季節的にいつでも焼いていいというわけじゃなくて、かなりやっぱり期間をきっちり決めて、そのところで焼かないと後がまた困ってしまうし、芽が出る前に焼かなきやいけないわけでしようけれども、それが天候不順だったということでありましょうが、ちょっと懸念しているのは、そもそも人員不足で、ボランティアの皆さん方も含めてでありますけれども、野焼きそのものが非常に厳しい状況があるというお話を聞いたことがございます。その点とは関係ないのかな、今はどういう状況なのかなということ、阿蘇の野焼きのトータルで、その人も含めて、どういう状態なのか教えてもらえばと思います。

それから、最後に14ページ、交通政策課、

上から3段目、これも計画調査費の中に不用が出ておりますが、不用の中の一番上の並行在来線対策事業の所要額、それから、その下の段が阿蘇くまもと空港直轄事業負担金の事業費確定による執行残と、両方とも執行残でありますと、似たような金額で、1,148万余、1,142万余という金額でありますと、在来線というのは、そもそもJRが持っているわけでありますから、その在来線にいわゆる事業を入れていくということは、民間企業との兼ね合いというのですかね。が非常にデリケートな部分があるというふうに思いますので、これは、なぜこの事業に、どういう事業を入れたのか、教えてください。不用額が生じた原因も教えてください。

それから、同様に、阿蘇くまもと空港直轄事業負担金、これは、阿蘇くまもと空港のターミナルは既に民間に委託してあるけれども、県がやらなきやならない直轄部分と、それから、いわゆる民間の部分が非常に仕分が難しいというか、普通の人は誰も分からないぐらいの状況かなと思っていますので、その部分についても少し教えてもらえばと思います。

以上です。

○受島企画課長 企画課でございます。

まず、資料、4ページで御質問いただきました諸費、東京事務所の運営費について、まず御説明をいたします。

このページにございます最下段、諸費の936万余の執行残、不用額でございますけれども、右側の備考欄を御覧いただきますと、この事業は、東京事務所の職員給与費のほか、東京事務所の職員の宿舎の借り上げ費、さらには、東京事務所が今——いわゆる銀座熊本館ですけれども、あそこのビルが東京海上日動火災との持分共有の財産になっておりまして、ここの改修、維持管理費用につきましても、その持分に応じて負担を行って

いるというふうなものがございます。

そのうち、東京事務所管理運営費7,547万余でございますけれども、この中に大規模改修費が大きく含まれておりますと、この部分の不用額が116万円ほど入っております。

そのほか、一般的な維持管理に含みます管理費、これも負担金になりますけれども、ここが110万円ほど入っておりますと、このトータル220万円余が、この上の段にあります675万円余の不用額の内訳の大宗ということになります。

以上でございます。

○吉田阿蘇草原再生・世界遺産推進課長 阿蘇草原再生・世界遺産推進課でございます。

資料、11ページの不用額について御質問いただきました。

この天候不良といいますのが、大体、野焼きが、2月、3月、4月、場合によっては5月にも入りますけれども、そこで各牧野さんが、牧野の組合さんとか、あとボランティアさんを募集して予定を組みます。ただ、天候によって、前の日に雨が降ったりとか、そうするとどうしても火をつけることができませんので、それでまた日にちがずれると、あと、またずれたところで天候が悪かつたらさらにずれていくというところで、この事業につきましては、繰越しをさせていただいて、5月中に完了したという内容でございます。

もう1つ、野焼きの人員ですとか、今の状況ということでございますけれども、御承知のとおり、そもそも、そういう牧野にいらっしゃる牧野の会員の皆様が、年齢がどんどん高くなっていて、野焼きができないとか、あと、若い方は、仕事とか学業で地域外に出られて、手が足りないという問題はございます。

で、それを補う形で、財団法人グリーンストックというのがありますと、そこで野焼き

支援ボランティアを募集しております。この野焼き支援ボランティアの方は年々増えておりまして、牧野の組合員さんたちが、ちょっと人員が足りない部分を補つたりとか、そういった形でしていただいているところです。

まさに、それだけでは、なかなか野焼き自体が尻すぼみになっていくということで、先ほどの施策の評価のところに上げています後継者の育成ですか、野焼き再開の支援ということで、秋に、冬の野焼きの準備で、今ちょうど時期なのですけれども、隣の土地に延焼しないように輪地切りという作業をするのですけれども、この輪地切りの作業もすごく大変ということで、そういう輪地切り自体を可能な限り支援して、次の、明くる年の野焼きの再開ができやすくするように、県のほうとしても、事業として、今サポートしているところでございます。

以上でございます。

○牧野交通政策課長 交通政策課でございます。

並行在来線対策事業、それから阿蘇くまもと空港直轄事業費負担金について御質問いただきました。

まず、並行在来線対策事業でございますけれども、当方の説明が不足しており、大変恐縮でございますが、こちら、九州新幹線が開業した際に伴いまして、並行在来線ということでJR九州から分離された肥薩おれんじ鉄道に対する経営支援等の金額でございます。

国への要望活動ですか、それから、肥薩おれんじ鉄道も安定的にちょっと経営をしていただく必要があると考えてございますので、ちょっと上下分離的な形でしたものとか、鉄道施設の必要な更新に対する補助等、鹿児島県と協調する形で行っているものでございます。

こちらの不用額の理由でございますけれども、補助対象事業費が確定をしました分で、

その残りの執行残ということでございます。

続きまして、阿蘇くまもと空港の空港直轄事業負担金ということで、委員御指摘のとおり、コンセッションということで、民間主体で既に実施をしてございますので、民間委託後、例えば、滑走路ですとか誘導路などの更新ですか、投資、原則としてこちらの運営権者のほうが実施をするということになっておりますので、その点の県の負担金は生じないということになってございますけれども、今日、国が主体となって、必要な設備更新、例えば、滑走路の地盤改良ですか、排水機能の強化といったことにつきましては、国が主体として施設整備を行う形になっておりまして、そこに対して県の負担金というのが生じてくるスキームになってございます。

こちらの不用額が生じた理由でございますけれども、その国のほうで実施をしようとされているそういう地盤改良ですか、排水機能の強化、そういうものを事業計画に基づいてやられているんですけれども、その事業計画が変更となりまして、工事費が減少したこととに伴いまして県の負担金が減ったということでございます。

交通政策課は以上でございます。

○前川收委員 まず、一番最初の企画課のほうの東京事務所の件でありますけれども、全体的に、東京事務所の管理運営費、とりわけ東京の銀座館の中の管理運営費が計画とはちょっと違ってきたということでありますけれども、私は、一般的な活動経費そのものについても非常に厳しいんじゃないかなというふうには思っていましたけれども、それは、不用が出るぐらいですから大丈夫だということなのでしょう。

ただ、東京事務所の銀座の部分は、過去に、これは今から検討に入るべきかどうか分かりませんけれども、県有施設として半分持っているわけですね。超一等地の土地であり

ますし、過去に、六本木に熊本会館があつて、そこは、宿舎としてどこかに運用してもらっていたことがありましたね。それは売られましたよね、たしか。六本木何とかヒルズができる前だったと思いますけれども、非常にいい場所で売ったということがあります。

そろそろ、銀座館も老朽化ということが、こういう維持費がかかってくれば、必ず出てくると思います。ああいう施設の維持費は物すごくお金かかるのですね。特に空調関係その他をやり直すという話になると、私の関わっていたところも、それは建て直したら早いぞというぐらいお金がかかることもありますので、きちっと慎重に、東京事務所の管理運営、やっていただきたいと思いますし、場合によっては、テナントで借りて入るということの——今の所有していることと借りることの効率性というのですかね、経済性、どっちがいいのか、その辺も検討していいんじゃないかなと思っていまして、あれだけいい場所にいい土地があるわけですから、それなりのお金には多分なると思います。もちろん、資産として持つとくということも大事ですけれども、その資産が逆に首を絞めてしまうと、逆に高くなり過ぎるということもあると思いますので、その経営はしっかりとやってください。

以上です、今のはね。

それから、阿蘇の野焼きについては、単純に天候不順ということありますが、先ほどおっしゃったように、人員についてもかなり厳しい状況だという話も聞いておりますので、多分、阿蘇の野焼きがなくなると、阿蘇の草原は阿蘇の草原じゃなくなるんだろうと思いますね。世界遺産も目指して頑張っているわけでありますから、もう完全にインフラというのですかね、公共的なものという視点を当然持つべきだというふうに思っています。

草はもちろん放牧等々で使われているとは思いますが、それも使い切ってないという状況もあると思います。一時はほとんど放牧されない状況がありましたが、今は、県が主導しながら放牧もしていただいているけれども、限定的に放牧してもらっているということですから、野焼きを含めて、阿蘇の草原をどう牧野組合の皆さんと話をして活用するかということが大事だろうと思うのですね。やっぱり全部多分まだ入ってないと思います。使えるのにまだ使ってない、限定的に、特にあか牛を子牛の段階で放牧されて、そしてまた、冬になると入れてという、そういう活用の仕方も併せて、野焼きも含めて、そういう阿蘇の景観の一部としての公共性というものについてもしっかりお考えいただきますようにお願いをいたしておきたいと思います。

これはもう答弁要りません。

それから、最後のほう、すみませんでした。在来線は、肥薩おれんじ鉄道のやつですね。

肥薩おれんじ鉄道は、上下分離——下はJRがまだ持ったままで上だけ買っているのではなくて、全体をたしか買っていると思いますね。で、その補助事業を使って、その執行残と、国の補助事業の執行残ということですかね。

この間の雨でもかなり事故があつて、いつも災害に遭って、かなり費用もかかっていますので、これはうまく使ってやってください、こういう補助事業を。

それから、阿蘇くまもと空港も、国が管理すべき直轄部分を県が負担金を出して、国管理の部分が事業の執行残が出たということですね。

なかなか複雑で分かりにくいので、どの部分かよく分からなかつたんで、そこは、きちと分けながら、これからアクセス鉄道の話も出てくると思いますので、この部分は県が

しっかりとやります、この部分は国がやっていただいております、この部分は民間のコンセッションの空港運営会社がやっているという、それらのことが分かりやすくやっていただければと思っています。

例えば、これから課題になる、新しいアクセス鉄道の駅ができました、ターミナルからどうやってそこまで行くかと。通路を造る、地下か屋上か天井か分かりませんけれども、それは誰が費用を負担するのかという、そういったファジーなところがまだあると思いますので、この辺をしっかりと整理していっていただきたいと思います。

以上です。

○牧野交通政策課長 すみません、交通政策課でございます。

ちょっと補足でございます。

並行在来線対策事業でございますけれども、先ほどちょっと上下分離的にというふうに申し上げたところ、現時点ではっきりと上下分離しているわけではなくて、ただ、現状、上下分離と半ばみなすような形でしたものに対して、この経営の支援を行っているということでございまして、現状ですと、国ではなく、県のほうで、鹿児島県とちょっと協調する形でお金を入れているところでございますが、当然、今後、その国の予算に再構築事業等もございますので、そういったものの活用も念頭に入れながら、対応を進めていきまして、より経営安定に進めていきたいと思ってございます。

また、阿蘇くまもと空港のコンセッションのほう、それぞれちょっと役割分担が分かりづらいところで申し訳ございません。

より改めて申し上げますと、国と熊本国際空港株式会社が契約を締結しております、基本的には空港会社が一通りのことはやるんですけども、先ほど申し上げた地盤改良ですか、排水機能の強化といった災害対策に

関係する部分の工事を国が直轄で行うケースがあって、そのときに県が負担金を3分の1納めるというスキームになってございまして、一応この流れで今進めさせていただいているところでございますが、御指摘いただいたとおり、今後、空港アクセス鉄道とか出てきたときに、その主体間の、この役割分担がどうなるのかというのは、なかなかちょっと不透明というか、見づらい部分が、分かりづらい部分があると思いますので、その辺りもきちんと皆さんに分かりやすく説明するよう努めてまいりたいと考えてございます。

○前川收委員 肥薩おれんじ鉄道は、災害復旧費用の施設のほうは、線路のほうは、今までかなり県が補助出しながら災害復旧やっていましたよね。あれって、結局まだ上下分離じゃないんですね。的なという話になっているわけですね。まだ、所有はやっぱり肥薩おれんじ鉄道のままですか。

これって、今もちょっとお話をされましたら、上下分離にしたほうが、有利にいろんな国のお金が使えるということもあったみたいな気がしますけどね。わざわざ、上下分離をあっちこっちやっているわけですから、その点はどうなのですか。

○牧野交通政策課長 交通政策課でございます。

その点、委員御指摘のとおりで、各ローカル鉄道、どこも厳しい中、やはり上下分離ということの議論が進んでおります。肥薩おれんじ鉄道に関しましても、その点議論を進めているところでございまして、やはり上下分離して下の部分の設備投資といいますか、更新の部分に関しては、国の予算も使いつながら、きちんと手当てをしていくということで、その方向に向けて、今までにその検討を進めているところでございます。

○前川收委員 はい。了解です。

○受島企画課長 企画課でございます。

銀座熊本館につきまして、補足して御説明を差し上げます。

先ほど老朽化というふうなお話もございました。御指摘のとおり、先ほど申し上げました東京海上日動火災と共有で持っております現在の銀座熊本館につきましては、昭和62年に完成をしておりまして、もうそろそろ40年が経過しようかというふうな、そんな状況にございます。

御指摘のとおり、これからいろんな維持費、大規模改修も含めて出てくるというふうに理解しております。

他方、こちらも御指摘ありましたように、一等地にやはりテナントショップとしてある意義というのが、もう一つあろうかと思います。熊本県は、幸いにして共有で今ビルを持っているという状況なのですけれども、各県におきましては、やはりテナントを借りてというふうな状況の中だと、だんだんやっぱり賃料もかなり高騰していく中で、幾つかにおいては、やっぱり撤退をされたような都道府県もあるというふうにお聞きをしているところでございます。

いずれにいたしましても、テナントショップとして、都内の中心地にあって、熊本県の物産、それから熊本県そのものをPRすることの意義と、それから、かかっているコスト、これは中長期的に見ながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○前田憲秀委員 御説明ありがとうございました。

5ページの企画課さん、お尋ねをしたいと

思います。

不用額の中で、ふるさとくまもと応援寄附基金への積立金額が想定を下回ったため、企業版ふるさと納税が2,000万ほど少なかったと。これは、当初は1億5,500万ほどだと思うんですが、もう少し詳しく、下回った理由なるものを教えていただいていいですか。

○受島企画課長 企画課でございます。

ふるさとくまもと応援寄附金、いわゆる企業版のふるさと納税でございますけれども、毎年——これは熊本県に限らずでございますけれども、全国的に、あるいは県内の市町村におきましても、企業様の活用といいますか、御寄附というものが年々右肩上がりで出ているというふうな状況でございます。

で、熊本県といたしましては、この単年度に入ってきた、出口といいますか、歳出のほうは、一つは、当該年度、企業様の御意向に沿って事業に充当していくこととの使い道が1つと、それともう一つは、その年度では、例えば消化し切れない、あるいは該当する事業がないというふうな場合には、翌年度以降に基金として積み立てて、数年単位で活用させていただくというふうな、こういった2つの道がございます。

今御指摘のありました応援寄附基金への積立金額が想定を下回ったと申しますのは、年度途中に、こういうことで寄附するよというふうな企業様がいらっしゃったものに対して、当該年度では、残りの事業期間等を見据えて、ちょっととさばき切れないというふうなことで、基金への積立てというのを途中で設定したというふうなことがある事業でございました。

一方、その企業様からいただきました寄附金が、最終的に、年度末、結果として2,000万円下回ったというふうなことで、その結果、基金へ積み立てようと思っておりました金額も2,000万下回ったというふうな、こう

といった状況でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございました。

先ほど、2ページだったかな、まち・ひと・しごと創生寄附金は、県外からの寄附金というのは3,100万ぐらい増加しましたというお話だったので、内容はちょっと違うのかかもしれないですけれども、想定を下回ったというのは、影響はないのかなということでちょっとお尋ねをしました。

それと、同じく、その下に、企業版ふるさと納税マッチング推進事業、390万ほどの不用ですけれども、下回ったということで、これは想定していたマッチングがやっぱりできなくなるとか、そういう事態は起こらないんですかね。どうでしょうか。

○受島企画課長 企画課でございます。

いわゆる企業版のふるさと納税そのものは、先ほど説明の中でちょっと触れさせていただきましたが、毎年度上向きでといいますか、右肩上がりでといいますか、どんどんどんどん増えている状況でございまして、こういった傾向は引き続き続していくのかなというふうに思っております。

で、今御指摘をいただきました5ページ目の、例えば、先ほどの基金への積立てでしたり、あるいは、マッチングによる寄附金というのは、その内数というふうに御理解いただければというふうに考えております。

先ほどの基金につきましても、増えていった寄附金の一部を基金に積み立てようと思っていたものが、その該当する部分についてですけれども、想定を下回ったというのが、先ほどの基金についての減額というふうなことになりますし、もう一つは、マッチング事業そのものも、ある企業さんに寄附金の募集をお願いしまして、そこで持ってきていただいた寄附金に対して10%委託費としてお渡しをするという事業なんですけれども、ここを経

由しない寄附金のほうが圧倒的に多くて、事業としてはまだあまりうまくいってなかつたという結果かもしれません、このマッチング促進事業を経由したものがちょっと下回ったというふうなことで、寄附金総額としてはかなり上がっているというふうに理解いただければと存じます。

以上でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございました。

そもそもと考えてたのが下回らないということであればいいんですけども、金額で見ると、どうしてもそういうふうに見ちゃうものですから、引き続きよろしくお願ひいたしたいと思います。

委員長もう1点だけいいでしょうか。

同じように、8ページの地域振興課さんでお尋ねをしたいと思います。

同じく、やっぱり不用額の一番上で、移住定住加速化事業の所要減額に伴う執行残で6,700万余、これ、下のほうに事業がありますけれども、2億4,600からすると、27%ぐらい、4分の1以上ぐらいが不用なのですけれども、ここは、総括的なものは何かあるかどうかをお尋ねしたいと思います。

○若杉地域振興課長 地域振興課でございます。ありがとうございます。

不用額につきましては6,773万2,000円ございますけれども、そのうち、市町村への補助事業が3つございまして、これが5,900、約6,000万程度の執行残になってございます。

この事業につきましては、移住支援事業と申しまして、東京首都圏にお住まいの方が本県に移住される場合に、世帯であれば100万円、それから単身であれば60万円程度支給するものでございまして、これは市町村補助になっております。

これにつきまして、市町村が年度内——ずっと要望に基づいて計上しておりますけれど

も、年度内、それを措置する市町村も予算措置をされておりますので、それで年度末まで、県としても計上しているというものでございます。

もう一つが、移住定住促進住まい課題解決支援事業ということで、移住された方が引っ越ししたり、それからリフォームに対しても支援をしておりまして、これの執行残も2,600万程度ございます。

これにつきましても、市町村からの補助になっておりますので、市町村のほうが計上されている間、我々としても支援を行うということで年度末まで計上しておりますと、結果的に、この6,000万程度の執行残になっているところでございます。

以上でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

御説明のように、6,000万円ほどが市町村への補助ということで、やっぱり、県下に移住を考えている、これぐらいの予算を準備していますけれども、なかなか市町村でそういう手が挙がらなかつたと見ていいんでしょうか、ざっくり。

○若杉地域振興課長 満額使われている市町村もございますし、その1件2件分ということで、各市町村のサービスのメニューとして計上されてございます。

実績としましては、世帯で48件、それから単身で41件、子育て加算もございまして、単身と合わせて90件程度の移住に対して支援を行っているところで、県内全体でございますけれども、支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○前田憲秀委員 私は、件数はそうだとしても、予想はやっぱり下回った件数、市町村、もうちょっと頑張っていただきたいっていう

ふうに見ていいのかなと思って、それをお尋ねしたのですけれども。

○若杉地域振興課長 すみません。29市町村、115件分ということで予算計上しておりますけれども、実際は17市町村、89件ということで、やはり10市町村程度は、その活用はなかったというところがございます。

しかしながら、これは東京首都圏からの移住でございまして、それ以外の方々には適用できないということで、それ以外の移住はあったものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございました。

これだけ、4分の1以上の執行不用ということだったものですから、特にお尋ねをしたのですけれども、そこの精査も踏まえて、もう少し有効的に活用できるように、市町村ともしっかりと話し合いを進めていただきたいなどいうふうに思っています。よろしくお願ひいたします。

○若杉地域振興課長 地域振興課でございます。ありがとうございます。

私たちも、これについて、どういう活用したほうがいいか、決算に見込みで、どういう形きちんと予算上精査していくかというところは検討課題と考えておりますので、来年度予算でもきちんと精査して計上させていただければと考えているところでございます。  
ありがとうございます。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○高島和男委員 今の移住、定住、関連してちょっとお尋ねしたいと思うんですけれども、主要施策の成果、別冊の資料で見ており

ますと、今の課長の御説明のように、89件、市町村で移住があったということでござりますけれども、実際に、数年後もしっかりと定着しているというような、後追いというか、追っかけというか、そこら辺の調査はされておりますでしょうか。

○若杉地域振興課長 地域振興課でございます。

本件につきましては、この補助金を受給された方は3年間、その自治体に3年間必ずそこに定住しないと返還の義務が生じております。そこは数件、私たちにも相談ございますので、ありますけれども、ほぼほぼ皆さん定住されているんではないかと考えているところでございます。

そこは、補助金の返還という事案がほぼ出てこないものですから、市町村のほうではきちんと把握されているものと思っているところでございます。

○高島和男委員 その下の段に、移住支援金の話、地域課題解決に資すると認められる事業ということで3件交付したということが記載をされておりますけれども、具体的にどういった課題を改善したのかということを教えていただきたい。この成果ですよ。16ページの下段の(2)です。地域課題解決に資すると認められ……。

○若杉地域振興課長 起業支援に対しては、移住者の起業に要する経費に対する補助ということで、上限30万を限度に、2分の1以内補助することになっております。

ちょっと実績を今手元に持っておりませんので、後ほど説明させていただいてよろしゅうございますか。申し訳ございません。

○高島和男委員 じゃあ、後ほどまた教えていただきたいと思います。

委員長、もう1件別件ですけれども、説明資料、18ページ、先ほど質問のあったアクセス鉄道について、関連して、また再度、こちらの別冊資料の13ページ、検討事業ということで、こちらには、県民の理解を深めるための広報活動として、イベントや空港内での広報の看板を出したということでございますけれども、看板やイベントによる広報で、どの程度県民にこのアクセス鉄道の有益性というか、そういうのが、周知、理解できたのか、そこら辺の感覚を教えていただければと思います。

○宮原空港アクセス鉄道整備推進課長 アクセス鉄道の整備に当たりましては、今おっしゃいましたとおり、広告啓発についても力を入れておりまして、昨年度でいいますと、駅ですとか、空港でのポスター掲示ですとか、動画放映、あとは看板掲載などを行っております。

で、それが実際どの程度の効果があったかという定量的なものはございませんけれども、私も、行く先々でアクセス鉄道の看板を見たとか、そういう事業についても周知といいますか……

○高木健次委員長 課長、もうちょっと大きい声で、マイクに近づいて話をしてください。

○宮原空港アクセス鉄道整備推進課長 はい。広告の効果についての定量的な効果については持ち合わせているものではございませんけれども、見ていただいた方々には、そういった広告を見たとか、そういうお声をいただくことはありますて、あと、いろんなイベント、地域のイベント等でも、パンフレットをお配りしたり、そういう地道な活動もやっておりまして、アクセス鉄道の事業についての認知度といいますか、そういう期待

の声、また、いろんな御意見等もいただきますので、いろんな意味で関心は広がってきているのではないかというふうに個人的には感じておるところでございます。すいません。

○高島和男委員 個人的には広がっているかなあじや、ちょっとどうなのかなと思います。

特別委員会でもいろいろ議論があつておりますように、やはり、なかなか、県民が本当にこの事業が必要だというのは、まだまだ浸透していないというふうに私は思っております。

それで、なぜ必要なのか、どのような効果、そしてまた、県が負担しなくちゃいかぬのかということを理解して、納得していただけることがやっぱり大切だと思いますので、そのためにはやっぱり広報は本当に大事だと思いますので、引き続き、何となくそうかなあとかじやなくて、これだけの成果が出ましたよと、これだけ理解が進みましたよというようなことを、ぜひ何かフィードバックするような施策を展開していただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○宮原空港アクセス鉄道整備推進課長 今年度に入りました、いよいよ絞り込みルートですとか、いろんな事業費等も出させていただきまして、いよいよこれからまた令和9年の事業着手に向けまして、ぜひ私たちもそういう広告、啓発に力を入れまして、広告の効果、事業の意義、そういったものを訴えかけるように力を入れていきたいと考えております。

以上でございます。

○高木健次委員長 よろしいですか。

○高島和男委員 はい。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○坂本交通政策・統計局長 すみません、入り込みまして。

アクセス鉄道について、今、広報についてどのような方向性でということを御質問いただきました、実は動画も作っておりまして、子供たちとくまモンの動画、これ、な～る、な～る、アクセス鉄道というフレーズのアクセス鉄道の動画を一度見ていただくと、非常に子供たちが楽しく語る動画で、いい仕上がりになっております。また、昨年、追加調査、アクセス鉄道の調査の関係で、職員全員で空港に独自の調査票を配ったりしたときに、直接アクセス鉄道ってこういったものですよというのを、やっぱり空港であったり、あと、南鉄の復活のときにもブースを出してやったんですけども、やはり鉄道に関わる皆さんというのは、非常にそういったものに対する関心度合いは高いのかなと思いますので、今後、いろんな鉄道に関する露出が出てくると思いますので、そういうところでも地道にアクセス鉄道の有用性について、我々としてもしっかりとアピールしていきたいと思います。

すみません、突っ込みで、以上でございます。

○高島和男委員 な～る、な～るという動画は、いつから配信されているんですか。

○坂本交通政策・統計局長 あれは、令和5年度の広報事業でやりましたので、5年度末、1年前ぐらいから多分、今でも多分ユーチューブとかでは残っているのではないか。もしあれでしたらちょっと調べて御提供させていただきます。

○高島和男委員 その話って、特別委員会で出ましたっけ。その動画ができましたとか、御覧くださいとかって、私はあんまり記憶にないんですけども、いかがでしょうか。

○坂本交通政策・統計局長 広報啓発について、動画も作成しますというお話まではさせていただいたんですけども、それを、例えば委員会の場でお披露目するということは、申し訳ありません、やっておりませんでした。その辺りも今後考えていきたいと思います。

○高木健次委員長 高島委員、いいですか。

○高島和男委員 はい、いいです。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○若杉地域振興課長 地域振興課でございます。

すみません。先ほどの3件について、申し訳ございません、お伝えいたします。

6年度につきましては、3件採用しておりまして、希少な国産オーツ麦で豊かなオーガニックビレッジの実現へということで、南阿蘇村にオーツ麦を主原料とする食品製造業をされた方に対する支援、それから、新たな業態の飲食店の展開イベントの実施による創出ということで、ベトナムのサンドイッチをアレンジしたタイ風バインミー等の企業に対する支援、そういうところで、以上3件。

もう1つが、宮原一番街商店街の空き家を活用したゲストハウスの運営というものに対しまして支援をしているところでございます。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 なければ、これで企画振興部の審査を終了します。

これより午後1時まで休憩します。

午前11時4分休憩

---

午後0時57分開議

○高木健次委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

これより健康福祉部の審査を行います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、下山健康福祉部長。

○下山健康福祉部長 令和6年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、健康福祉部関係につきまして御報告いたします。

「近年の最低賃金の大幅な上昇がある中で、外部団体に委託している業務におけるその人件費の積算がそれらを反映した妥当なものであるか検証すること。」という内容の御指摘をいただきました。

これを受け、健康福祉部において、令和6年度に発注した業務委託286件について検証しましたところ、労務費の上昇に絡む契約変更は行っておりませんでした。

また、委託先に聞き取りを行いましたところ、労務費や物価の変動などがあり、契約変更までには至らないものの、現契約内容では満足のいく活動にはつながっていないとの声も聞かれました。

その一方で、事業者との十分な話し合いを経て、次の年度の労務単価の見直しにつなげた事例もございました。

県としましては、民間団体への委託費等の積算に当たっては、県民、事業者の活動に支障を及ぼすことがないよう十分配慮していくこととしているところでございます。

また、指定管理者の募集に当たっても、直近の民間給与の実態調査や企業物価指数の伸びなどを踏まえて基準単価を設定することとしています。

なお、先週総務部から発出されました来年度の予算編成方針においても、昨今の物価高騰を踏まえた適切な労務管理や資材価格を考慮した積算を行うよう示されております。

健康福祉部としても、昨年度の御指摘を踏まえ、引き続き、物価変動の動向を的確に捉えるとともに、委託先の実態把握に努め、業務委託に必要な経費を適切に算定してまいります。

続きまして、健康福祉部の令和6年度決算の概要について御説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会説明資料の1ページ、令和6年度歳入歳出決算総括表のほうを御覧ください。

まず、歳入でございますが、一般会計、母子父子寡婦福祉資金特別会計及び国民健康保険事業特別会計を合わせまして、収入総額は2,205億644万円余で、調定額に対する収入率は99.8%となっております。

不納欠損額は1,161万円余で、内容は、生活保護費返還徴収金、児童保護費負担金等でございます。

また、収入未済額は2億3,661万円余で、内容は、生活保護費返還徴収金、児童保護費負担金等でございます。

次に、歳出でございますが、一般会計、母子父子寡婦福祉資金特別会計及び国民健康保険事業特別会計を合わせまして、予算現額3,813億175万円余に対しての支出済額は3,552億9,601万円余となります。

翌年度への繰越額は94億4,546万円余で、主に国の経済対策による物価高騰対策事業や

社会福祉施設の整備等に関するものでございます。

また、不用額は165億6,028万円余で、内容としましては、国民健康保険事業特別会計における県内市町村の保険給付費などの実績額確定に伴う各事業の執行残でございます。

以上が健康福祉部の決算の概要でございます。

詳細につきましては、各課長が御説明をいたします。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○高木健次委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○入田健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

まず、健康福祉部の本年度の定期監査における指摘事項でございますが、健康危機管理課、子ども家庭福祉課について御指摘をいただきました。後ほど担当課から御説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、当課の令和6年度の決算につきまして御説明いたします。

決算特別委員会説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございますが、収入未済額がありますので、後ほど附属資料で御説明いたします。

それでは、内容について、その主なものを御説明いたします。

2ページ中ほどの災害救助費負担金につきましては、熊本地震及び令和2年7月豪雨に係る応急仮設住宅等の経費が、住まいの再建の進展によりまして実績減となり、4,700万円余り予算額を下回っております。

次の3ページ中ほどの地方創生推進交付金で予算額を4,000万円下回っておりますが、これは、経済対策に係る2月補正分であり、事業執行を翌年度へ繰り越したことによるも

のです。

続きまして、ページ1つ飛んで、5ページをお願いいたします。

中ほどの地域福祉基金繰入金でございますが、基金活用事業の精算確定により、基金の取崩し額が圧縮されたため、介護分と合わせまして、3,300円余り予算額を下回っております。

次に、6ページをお願いいたします。

下段の雑入につきましては、建設型応急仮設住宅の市町村への一部譲渡に伴い不要となった解体撤去工事費用の返納受入れ等により、9,400万円余り予算額を上回っております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

ここからは歳出でございます。

主なものを御説明いたします。

まず、上から2段目の民生費の中の社会福祉総務費でございますが、支出済額8億3,700万円余で、その主な事業は、右側備考欄に記載のとおりでございます。

なお、不用額7,700万円余につきましては、住まいの再建支援事業における各種助成事業の実績が見込みを下回ったことなどによる執行残でございます。

翌年度の繰越額につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

次に、8ページをお願いいたします。

下段の災害救助費でございますが、支出済額4億9,000万円余で、その主な事業は、備考欄記載のとおりでございます。

なお、不用額8,100万円余につきましては、災害救助事業及び災害弔慰金事業の実績が見込みを下回ったことなどによる執行残でございます。

なお、翌年度繰越額につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

次の9ページ中ほどの保健環境科学研究所費は、宇土市にあります当研究所の運営費で

ございますが、不用額6,300万円余につきましては、設備改修工事の入札残などでございます。

続きまして、別冊の附属資料1ページをお願いいたします。

繰越事業について御説明いたします。

中ほどの福祉総合相談所運営費につきましては、当該相談所の外壁等の改修工事に係る経費で、建物の劣化が進行しており、工事に不測の日数を要したため、1億5,800万円余の繰越しとなったものでございます。

なお、本工事は、年度内に完了の見込みでございます。

次に、下段の避難所生活環境改善緊急整備事業につきましては、避難所の生活環境改善のために必要な段ボールベッドや簡易ベッド、あるいはパーテイションなどの資機材購入に要する経費で、国の経済対策に伴い2月補正で予算化したため、年度内に十分な事業執行期間が確保できず、8,000万円の繰越しとなったものでございます。

こちらも年度内に事業完了の見込みでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

収入未済について御説明いたします。

熊本市中央区南千反畠にあります総合福祉センターの入居者負担金で23万円余の収入未済となっております。

こちらは、同センターの入居団体に係る光熱水費等の負担金でございますが、1団体において、資金繰りが一時的に滞ったものでございます。

なお、下段の4、令和6年度の未収金対策の欄にありますとおり、出納閉鎖から2日遅れの令和7年6月2日には入金がなされたため、未収金は既に解消しております。

今後は、入居団体の運営状況に関するヒアリングを通じまして、団体の收支計画に納付時期も明確に位置づけていただくことで、新たな滞納発生の抑制に努めてまいります。

健康福祉政策課は以上でございます。

○弓掛健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

初めに、今年度の定期監査において指摘事項がございますので、そちらのほうから御説明をさせていただきます。

お手元の資料のうち、監査結果指摘事項の(1)報償費等の過年度支出についてでございます。

まず、支出漏れの原因でございます。

こちらは、担当者の事務処理失念と組織的なチェックが機能していなかったことの2点が主な原因だと考えております。

1点目の担当者の事務処理失念についてでございます。

当課には、庶務経理班がなく、健康福祉政策課の総務班が当課の兼務職員として対応しておりますが、総務班の担当者が長期不在のため渡すことができずに、出てきてから渡すつもりで、そのまま失念しておりました。

当時、総務班では、不在の間、他の職員がカバーしておりますので、待つ必要はありませんでした。このため、不在時は、他の職員に相談するようにしております。

あわせて、いつ、総務班の誰に、どの書類を渡したのかを記録し、定期的に当課の担当者が総務班の担当者に対し、支払い手続ができているかを確認するようにしました。さらに、毎月回覧している歳出整理表でも確認し、特に年度末と出納閉鎖前にはしっかりと確認することとしております。

次に、2点目の組織的なチェックが機能していなかったことについてでございます。

こちらは、報償費の支払いが必要な会議等の一覧表を作りまして、会議後の支払い完了を副査、班長、審議員、課長等でチェックするようにしております。

最後に、立替え払いの発生原因についてでございます。

本人から聞き取りを行ったところ、前年度の支出で年度も超えているため予算がなく、個人で支払うしかないと考えたとのことでした。本人にはしっかりと注意しまして、本人のほうも深く反省しております。

御説明は以上でございますが、同じことを繰り返さぬよう、組織として再発防止に向けて取り組んでまいります。

続いて、令和6年度の決算について御説明させていただきます。

お手元の資料の11ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございます。

11ページから12ページにかけまして使用料及び手数料、13ページから15ページにかけまして国庫支出金、15ページ中段の繰越金、15ページから16ページにかけまして諸収入がございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

17ページをお願いいたします。

歳出について、主なものを御説明させていただきます。

まず、3段目の公衆衛生総務費について、不用額6,034万円の主なものは、肝炎対策事業のうち、肝炎治療の医療費助成の申請件数が当初の見込みを下回ったことによるものです。

4段目の結核対策費について、不用額3,167万円余の主なものは、結核患者医療費の公費負担が当初の見込みを下回ったことによるものです。

18ページをお願いいたします。

予防費について、不用額12億7,018万円余の主なものは、新型コロナウイルス感染症患者の医療費の公費負担が当初の見込みを下回ったことによるものです。

19ページをお願いいたします。

2段目の食品衛生指導費について、不用額2,010万円余の主なものは、会計年度任用職員の人件費の執行残及び収入証紙売りさばき

手数料が当初の見込みを下回ったことによるものです。

20ページをお願いいたします。

環境整備費について、不用額1,042万円余の主なものは、主に動物愛護センターの管理運営費等の経費削減や入札に伴う執行残でございます。

続きまして、別冊の附属資料の2ページをお願いいたします。

繰越事業について御説明させていただきます。

新興感染症対応力強化事業でございますが、912万円余を繰り越しております。

これは、新たな感染症危機に備えるため、感染症法に基づく協定を県と締結する医療機関が行う感染対策に係る施設や設備の整備に要する経費でございますが、工事が年度内に完了しないため、繰り越したものです。

健康危機管理課は以上です。

○笠高齢者支援課長 高齢者支援課です。

説明資料にお戻りいただきまして、21ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

歳入につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

予算現額と収入済額との比較が大きいものにつきましては、22ページをお願いいたします。

22ページ最下段、介護職員処遇改善支援補助が主なものとなっております。

これは、本補助金を財源とする看護・福祉職員等処遇改善(介護分)を全額繰り越したことによるものでございます。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

24ページをお願いいたします。

民生費、社会福祉費のうち、2段目の社会福祉総務費につきましては、1,351万円の不用額が生じています。

これは、県社会福祉協議会が実施する介護福祉士の資格取得を目指す高校生に対する修学資金等の貸付事業に対する補助において、執行額が当初の見込みを下回ったことなどによるものです。

また、最下段、老人福祉費において、3億5,318万円余の不用額が生じております。

これは、介護職員の収入引上げに要する経費を助成する看護・福祉職員等処遇改善(介護分)を令和6年度に全額繰り越して実施したものですが、執行額が当初の見込みを下回ったことなどによるものです。

25ページをお願いいたします。

老人福祉施設費において、1億6,013万円余の不用額が生じております。

これは、介護基盤緊急整備事業など高齢者施設のハード整備の補助事業において、執行額が当初の見込みを下回ったことなどにより生じたものになります。

続きまして、附属資料のほうに移りまして、3ページをお願いいたします。

今年度に繰越しとなった事業について御説明をいたします。

まず、繰越明許費でございます。

3ページから4ページの2段目まで施設開設準備経費助成特別対策事業、そして、4ページの最下段から5ページの最下段までの介護基盤緊急整備等事業、ページ飛びまして、8ページの上から1段目、2段目の介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備支援事業につきましては、地域医療介護総合確保基金の介護分を活用した施設設備の整備等に関する事業になります。

こちらにつきましては、国の交付金の内示が10月中旬に行われたため、事業の実施に当たり、諸手続や関係機関との協議等に十分な期間が確保できず、繰り越したものになります。

資料お戻りいただきまして、4ページの3段目になります。

看護・福祉職員等処遇改善推進支援事業（介護分）（経済対策分）は、国の経済対策を活用しまして2月補正予算において計上した事業で、年度内の事業実施期間が確保できないため、繰り越したものになります。

またおめくりいただきまして、6ページ1段目から7ページの最下段まで、老人福祉施設整備等事業（非常用自家発電設備整備等事業分）（経済対策分）につきましても、同様の理由で年度内の資機材の入手が困難となり、翌年度に繰り越しております。

その他、資金繰りや資機材の調達等補助事業者の都合により、年度内に執行できなかつたため、繰り越した事業などがございます。

次に、事故繰越について御説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

1段目の施設開設準備経費助成特別対策事業は、施設を新たに開設する際などにその準備経費に対して助成する事業でございますが、事業実施の前提となる施設の建設工事の着工後に業者が破産し、新たな契約等のため時間を要したことなどから、開設準備につきましても年度内の完了が困難となり、事故繰越となったものです。

2段目、3段目の老人福祉施設整備等事業（非常用自家発電設備整備等事業分）（経済対策分）につきましては、施設の防災、減災対策のための施設改修や非常用自家発電設備の整備等を支援する事業ですが、2段目は、工事着工後に自家発電設備の設置箇所につきまして、一般車両の通行に支障が生じることが判明し、工事計画の変更を行い、工期が延長となつたため、事故繰越となったものです。

3段目は、工事着工後に新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染拡大に伴い施設内への人の立入りを制限したことで、工事の中断を余儀なくされたことなどから工期が延長となり、事故繰越となったものでございます。

なお、ただいま御説明をいたしました明許、事故繰越のいずれの事業につきましても、今年度内に事業が完了する見込みとなっております。

高齢者支援課の説明は以上でございます。

○永野認知症施策・地域ケア推進課長 認知症施策・地域ケア推進課でございます。

説明資料の26ページをお願いいたします。

まず、26ページから27ページにかけての歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

予算現額と収入済額との差が大きいものにつきましては、26ページ、下から2段目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が主なものです。

これは、物価高騰対策事業における翌年度への繰越しによるものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。

28ページをお願いいたします。

下段の老人福祉費について、不用額3億298万円余の主なものは、介護給付費県負担金交付事業等における実績額が見込額を下回ったことによるものでございます。

翌年度繰越額につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

次に、29ページの公衆衛生総務費及び下段の医務費でございますが、不用額が生じておりますのは、いずれも実績額が見込額を下回ったことによるものでございます。

続きまして、附属資料の10ページをお願いいたします。

今年度に繰越しとなった事業について御説明いたします。

物価高騰対策事業（高齢者施設分）、認知症基本法理解促進事業及び生産性向上・職場環境整備等事業（訪問看護ステーション分）の3事業を繰り越しておりますが、いずれも、国の補正予算による事業のため、やむを得ず繰

り越したものであり、いずれも年度内に事業完了の見込みです。

認知症施策・地域ケア推進課は以上です。

○富安社会福祉課長　社会福祉課でございます。

説明資料、お戻りいただきまして、30ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございますが、使用料及び手数料から33ページの財産収入までは、不納欠損額、収入未済額はございません。

33ページの諸収入につきましては、不納欠損額と収入未済額がございますが、後ほど別冊の附属資料にて説明いたします。

次、35ページをお願いいたします。

歳出につきまして、主なものを説明いたします。

まず、民生費、社会福祉費の社会福祉総務費についてでございますが、不用額260万円余の主なものにつきましては、生活困窮者に対する物価高騰緊急支援事業等の執行残でございます。

下段の遺家族等援護費につきましては、不用額1,388万円余の主なものは、引揚者等援護扶助費等の執行残でございます。

36ページをお願いいたします。

生活保護費のうち、生活保護総務費についてですが、不用額2,521万円余の主なものは、生活困窮者総合相談支援事業の執行残でございます。

次に、扶助費について、不用額の8,684万円余でございますが、生活保護費所要額が見込額を下回ったことによるものでございます。

最後に、下段の衛生費の精神保健費でございますが、これは、ひきこもり支援推進事業で、不用額の664万円は、ひきこもり地域支援センター設置運営事業の執行残等によるものでございます。

続きまして、別冊の附属資料の11ページをお願いいたします。

明許繰越しについて説明いたします。

上段の生活困窮者に対する物価高騰緊急支援事業は、物価の高騰が継続する中、生活困窮者の支援を行う団体の活動経費について助成するものであり、下段の物価高騰対策事業（救護施設分）につきましては、物価高騰の影響を受ける県内救護施設への支援に要する経費でございます。

いずれも補正予算で予算措置を行ったため、年度内の執行が困難となり繰り越したものであります、年度内に事業完了の予定でございます。

次に、21ページをお願いいたします。

収入未済について説明いたします。

生活保護費返還徴収金と年度後返納の合計で9,178万円余の収入未済となっております。

これは、債務者が生活保護受給中または生活困窮の状況にあることから収入未済となっているものでございます。

令和6年度の収入未済額が減少した理由としましては、時効完成等による不納欠損処分について高額の事例が含まれていたこと、また、各福祉事務所におきまして、資産調査等により収入の早期把握に取り組んできたことによるものでございます。

次、22ページをお願いいたします。

未収金対策でございますが、まず、発生防止策としましては、収入申告義務確認書を保護の開始時だけでなく、毎年1回徴収するなど、収入申告義務の周知徹底を図るとともに、資産調査を年2回以上実施しております。

また、未収金削減の取組としましては、本庁に滞納整理員を配置し回収に取り組むとともに、生活保護費との相殺に取り組んでおります。

今後、収入申告義務の徹底等による未収金

発生の未然防止、債権の早期発見、早期対応により収入未済額の縮減に努めてまいります。

次に、23ページをお願いいたします。

収入未済について説明いたします。

生活保護世帯進学応援資金貸付金回収金と雑入の償還金に係る遅延利息分の合計1,257万円余の収入未済となっております。

本貸付けは、生活保護世帯から大学等への進学のため、世帯分離した方へ生活費を貸し付けるものでございます。

卒業後は、就労自立し、償還している事例が大半ではございますが、就労が継続せず、失業中あるいは精神疾患等により生活困窮に陥っている事例もありまして、収入未済金は、これらにより償還が滞っているものでございます。

令和6年度の収入未済額が増加した理由としましては、貸付期間が終了し、償還者が増加したことや、就労中断などによる生活困窮で償還が滞っているためでございます。

次、24ページをお願いいたします。

未収金対策でございますが、滞納発生前の防止策としましては、貸付申込み時及び償還開始時に借受人や連帯借受けに対して、面談等により弁済に関する十分な意識づけを行うとともに、徴収活動に関しましては、滞納者の滞納状況や生活状況等を把握した上で未収金の徴収活動を行ってきたところでございます。

今後も、これらの取組により収入未済額の縮減に努めてまいります。

次に、34ページをお願いいたします。

不納欠損について説明いたします。

生活保護費返還徴収金につきまして、債務者の死亡及び相続人全員の相続放棄のため徴収できず、時効により債権が消滅したため、2件、478万円余の不納欠損処分を行っております。

社会福祉課は以上でございます。

○緒方子ども未来課長 子ども未来課でございます。

説明資料にお戻りいただきまして、37ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損、収入未済額ともにありません。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

44ページをお願いいたします。

児童福祉総務費について、不用額4億9,071万円余の主なものについては、児童健全育成事業の運営費等の実績額の減などによるものでございます。

翌年度繰越額につきましては、後ほど附属資料のほうで御説明をさせていただきます。

45ページをお願いいたします。

児童措置費について、不用額9億748万円は、施設型・地域型保育給付費負担金の実績額の減によるものでございます。

次に、児童福祉施設費について、不用額7,582万円余の主なものについては、特別保育総合推進事業等の実績額の減などによるものでございます。

46ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費について、不用額1億3,758万円余の主なものについては、小児慢性特定疾病対策事業等における実績額の減などによるものでございます。

47ページをお願いいたします。

私学振興費について、不用額6,373万円余の主なものについては、教育支援体制整備事業等の実績額の減などによるものでございます。

続きまして、附属資料の12ページをお願いいたします。

今年度繰越しとなった事業6件について御説明をさせていただきます。

まず、保育所等分の物価高騰対策事業について繰り越しております。

これは、物価高騰対策に係る光熱水費等の上昇分の一部を支援するための経費で、昨年度末までの期間を対象としており、実績を取りまとめて支払う分について繰越しをしております。

次の出産・子育て応援交付金事業については、年度末に出生した子供に対する市町村の給付金の支払いが次年度以降になるために繰越しをしたものでございます。

次に、放課後児童健全育成事業等におけるICT化推進事業については、放課後児童クラブ等における業務のICT化等を行うためのシステム導入経費や翻訳機等の購入に係る経費の一部を支援するための経費として繰り越したものでございます。

次に、認可外保育施設等分における性被害防止対策支援事業は、性被害防止のために園内にパーテイションやカメラ等の設置を推進するための経費として繰越しをしております。

13ページをお願いいたします。

次の妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業については、遠方の産科医療機関等で妊婦健診を受ける必要がある方に対する交通費の支援を行う市町村への補助に係る経費について繰越しをしております。

次の給食費支援事業は、県が所管する幼稚園や認可外保育園における食材費等の高騰分の一部を支援するための経費として繰越しをしております。

12ページの上から2段目の出産・子育て応援交付金以外の事業については、いずれも国の経済対策に伴い、令和6年度2月補正による事業でございまして、年度内に十分な事業期間を確保できなかったために繰越しをしたものでございます。

子ども未来課は以上でございます。

○中村子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉

課でございます。

まず初めに、本年度の定期監査におきまして指摘事項がございますので、御説明をいたします。

お手元の資料のうち、2枚紙で監査結果指摘事項をお開きいただきたいと思います。

1ページめくっていただきまして、2ページ目を御覧ください。

2ページ目の中段、(2)報償費の支払い遅延についてでございます。

指摘事項は「法律相談に係る報償費について、2年連続で支払遅延が生じている。支払遅延防止法に基づき、適正な事務処理を行うとともに、組織的なチェックを徹底すること。」でございます。

事案の概要でございます。

児童相談所業務におきまして必要な弁護士への法律相談に係る費用につきまして、法律相談を行った翌月の指定された期日に支払う契約をしております。令和6年4月分及び令和7年5月分の費用につきまして、支払いの遅延をしたものでございます。

対応状況です。

事案判明後、直ちに債権者へ支払い遅延を謝罪いたしまして、速やかに支払いを行いました。

発生原因といたしまして、相手方から請求書の提出を要しない契約を交わしておりますが、毎月の指定期日までの支払いに対する認識が不足しておりました。また、組織的なチェックも不十分がありました。

このため、再発防止策といたしまして、本事業だけでなく、課全体の事業につきまして、支払い手続に係る進捗管理表を作成いたしまして、事業担当者、事業担当班長、それから経理担当者、経理担当班長等が組織的に進捗管理を徹底することといたしました。

今後、同様の事例が発生しないよう、しっかりと組織的なチェックを行ってまいります。

それでは、委員会説明資料の歳入のほうに

移りたいと思います。

委員会説明資料の48ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損及び収入未済額がありますので、後ほど附属資料にて説明をいたします。

55ページをお願いいたします。

一般会計の歳出につきまして、主なものを御説明いたします。

中段の社会福祉施設費について、不用額1,622万円余の主なものは、女性一時保護管理運営費等の実績額が見込みを下回ったことによる減でございます。

下段の児童福祉総務費について、不用額3,946万円余の主なものは、社会的養護自立支援事業等の実績額が見込みを下回ったことによる減でございます。

56ページをお願いいたします。

上段の児童措置費について、不用額1億9,868万円余の主なものは、児童手当市町村交付金等の実績額が見込みを下回ったことによる減でございます。

下段の母子福祉費につきましては、不用額6,852万円余の主なものは、児童扶養手当支給事務費・扶助費等の実績額が見込みを下回ったことによる減でございます。

57ページをお願いいたします。

児童福祉施設費について、不用額1億763万円余の主なものは、清水が丘学園整備事業等の実績額が見込みを下回ったことによる減でございます。

58ページをお願いいたします。

母子父子寡婦福祉資金特別会計でございます。

まず、歳入についてですが、収入未済額がありますので、後ほど附属資料にて説明いたします。

59ページをお願いいたします。

歳出について、不用額1,012万円の主なものは、貸付実績額が見込みを下回ったことに

よる減でございます。

続きまして、附属資料の14ページをお願いいたします。

本年度に繰越しとなった事業について説明いたします。

上から1段目の清水が丘学園管理運営費につきましては、車の購入でございますが、車両の生産状況により公用車の入手に不測の日数を要したため、繰越しをいたしております。

上から4段目の清水が丘学園整備事業については、学園敷地内の土地の造成工事などに不測の日数を要したため、繰越しをいたしております。

その他の事業につきましては、国の補正予算による事業の実施でありまして、年度内の執行が困難なため、繰越しをいたしております。

いずれにつきましても、年度内の事業完了の見込みです。

25ページをお願いいたします。

収入未済について御説明いたします。

児童保護費負担金でございます。

これは、児童養護施設等への入所措置に伴う保護者負担金でございます。

まず、1の歳入決算の状況について、不納欠損額が399万円余、収入未済額が5,440万円余となっております。

児童保護費負担金は、児童福祉法に基づき、保護者の所得に応じた負担が定められておりますが、親が虐待を否定するなど入所に納得していないケースもあること、生活に困窮している世帯が多いこと等により、どうしても収入未済が発生している状況でございます。

3の収入未済額の状況ですが、債務件数は5,625件、そのうち分割納付中が2,749件で全体の約5割を占めております。また、非協力的なケースは2,230件で、約4割という状況です。

4の未収金対策でございます。

預金調査の実施や文書等による催告を継続的に実施しております。

未然防止対策についてですが、新規ケースについて、入所時の保護者説明の徹底、口座振替手続の推奨などの取組を行っています。一朝一夕の削減が難しい状況にはございますが、地道に丁寧にコンタクトを切らさないよう、引き続き未収金の解消に努めてまいります。

26ページをお願いいたします。

上段の要保護児童進学応援資金につきましては、児童養護施設等を退所し、大学等へ進学する児童に対して生活資金を貸し付ける制度として、平成27年度まで実施していたものです。

収入未済額が27万円余生じております。

2段目の年度後返納は、主に児童扶養手当の返納金で、年金受給等により手当の受給資格を失った後にも手当を受け取っていたため返納が生じたものです。

収入未済額が1,570万円となっております。

27ページをお願いいたします。

3の収入未済額の状況です。

児童扶養手当返納金につきましては、債務件数54件で、24件が分割納付中という状況です。

要保護児童進学応援資金貸付金回収金、子ども食堂活動緊急支援事業費補助金につきましては、債務件数は、それぞれ1件でございます。

4の未収金対策につきまして、いずれの債権につきましても、債務者と丁寧に連絡を取りながら納付の勧奨と確認に努めてまいります。

また、児童扶養手当返納金につきまして、訪問回数、催回事数を増やすなど、取組を強化しております、各福祉事務所において、夜間の催告、分納計画の見直し、家庭訪問等

を実施しております。

新規認定請求時や現況届提出時に、本人自署による確認書を受給資格者全員から徴取するなど、届出義務の周知も行っております。

子ども食堂活動緊急支援事業費補助金は、コロナ禍の中で子ども食堂を続けていくための資材購入等の費用を助成した事業でございます。概算払いをしておりましたが、事業実施後の精算において、未使用部分の返還が生じたものです。債務件数は1件ですので、電話の連絡、家庭訪問等をしながら回収を図ってまいります。

28ページをお願いいたします。

特別会計の収入未済でございます。

上段の母子父子寡婦福祉資金貸付金につきまして、母子家庭等に対し修学資金や生活資金などを貸し付けるもので、償還金の収入未済額が5,015万円生じております。

次の段の年度後返納につきましては、学校を中退した場合など、貸付中止に伴い発生するもので、収入未済額は190万円余となっております。

29ページをお願いいたします。

3の収入未済額の状況ですが、債務件数は合計で289件、そのうち半数以上の159件が生活困窮という状況でございます。

4の未収金対策につきましては、債務者を徴収の困難性により4分類に分けて管理することで、効率的な徴収活動の実施に取り組んでおります。

35ページをお願いいたします。

不納欠損でございます。

児童保護費負担金につきまして、備考欄に記載しておりますとおり、債務者の生活困窮等を理由に325件、399万円余を不納欠損処理しております。

36ページをお願いいたします。

児童扶養手当返納金につきましても、備考欄記載のとおり、債務者の生活困窮等を理由に6件、257万円余を不納欠損処理しております。

ます。

子ども家庭福祉課は以上でございます。

○竹中障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

説明資料にお戻りいただきまして、60ページをお願いいたします。

まず、歳入についてであります、不納欠損額と収入未済額がございますので、後ほど附属資料で説明いたします。

この60ページの予算現額と収入済額との差が大きいものについてでありますが、64ページを御覧いただきまして、この6段目、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金が主なものでございます。

これは、翌年度へ繰り越したため、差が生じているものであります。

続いて、70ページを御覧ください。

続きまして、歳出について説明いたします。

まず、障害者福祉費について、不用額が10億3,003万円余でございます。

これの主なものでございますが、備考欄の下から2つ目、障がい者福祉施設整備費の国庫内示額が所要額を下回ったことによるものであります。

続いて、71ページを御覧ください。

この上段の児童福祉総務費について、不用額105万円余でありますが、特別児童扶養手当支給事務費の実績が見込みを下回ったことによるものです。

続いて、下段の児童措置費について、不用額1億2,302万円余の主なものは、障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業の実績が見込みを下回ったことによるものであります。

続いて、72ページをお願いいたします。

上段の児童福祉施設費について、不用額1億917万円余の主なものは、こども総合療育センター措置入園児の数などが見込みを下回

ったことによるものであります。

下段の公衆衛生総務費の不用額3億324万円余の主なものは、医療施設近代化施設整備事業の実績が見込みを下回ったことによるものであります。

73ページをお願いします。

1段目の精神保健費について、不用額6,414万円余の主なものは、精神保健医療費の実績が見込みを下回ったことによるものであります。

次に、2段目の保健所費について、不用額221万円余の主なものは、嘱託医への報酬などの執行残であります。

続きまして、繰越事業の明許繰越しについて説明いたします。

附属資料の15ページをお願いいたします。

まず、1段目の障がい者福祉施設整備費であります、これは、需要の高まりにより資機材の入手に不測の日数を要したものであります。今年度内の完了予定であります。

続いて、2段目と3段目の福祉センター設備等改修事業であります、これは、諸手続に不測の日数を要したことによるものであります。

このうち2段目の第1本館他照明設備改修は既に完了しております、3段目のトイレ呼出し表示装置改修は、今年度内の完了予定であります。

4段目の看護・福祉職員等処遇改善推進事業から16ページのほうに移っていただきまして、この3段目の就労継続支援A型事業所の経営改善モデル事業(経済対策分)であります、国の補正予算による事業の実施であり、年度内の執行が困難であったものであります。全て今年度内の完了予定であります。

続いて、4段目のこども総合療育センター管理運営費であります、諸手続に不測の日数を要したことによるものであります。既に完了しております。

続いて、30ページをお願いいたします。

ここからは、収入未済について御説明いたします。

まず、1の歳入決算の状況を御覧ください。

この中の児童保護費負担金につきまして、収入未済額は615万円余発生しています。

これは、障害児入所施設等への入所措置に伴う保護者負担金でございます。

3の収入未済額の状況のとおり、債務件数は1,194件ですが、このうち分割納付中は785件であり、残りは、措置自体を不服として協力が得られないなどの理由により納入がなされていないものでございます。

続いて、31ページを御覧ください。

1の歳入決算の状況であります。

こども総合療育センター負担金につきまして、収入未済額は8万円余発生しています。

これは、こども総合療育センターへの入所措置に伴う保護者負担金であります。

3の収入未済額の状況のとおり、債務件数は7件であり、全て分割納付中であります。

前ページの児童保護費負担金とこども総合療育センター負担金の未収金対策、4番のところでありますが、福祉総合相談所に徴収専門員を配置し、電話や文書による催告ですか預金調査などを実施して、徴収促進に努めています。また、新たな債務発生を抑制するため、負担金制度の仕組みなどについて十分説明を行うほか、口座振替を推奨しています。

今後も、収入未済額の縮減に努めてまいります。

続いて、32ページを御覧ください。

各種団体精算返納金で9万円余の収入未済額となっています。

これは、令和2年度分の国庫補助金の返還金であります。

3の収入未済額の状況のとおり、債務件数は1件です。

返還対象となった事業所は廃業しております

して、法人代表者の生活困窮を理由に収入未済となっているものであります、分割納付を申し入れられておりまして、分割計画書を提出いただいているところであります。計画どおりの納付が行われるよう進捗管理を図ってまいります。

続いて、37ページを御覧ください。

最後に、不納欠損について御説明いたします。

児童保護費負担金に係る不納欠損が、合計5名分で53件で24万円余生じています。

債務者の生活困窮などにより、再三の督促にもかかわらず時効が成立しまして、債権が消滅したもので、不納欠損処分を行ったものであります。

障がい者支援課は以上であります。

○神西医療政策課長 医療政策課でございます。

説明資料にお戻りいただきて、74ページをお願いします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額及び収入未済額がございますので、後ほど附属資料で御説明いたします。

75ページをお願いいたします。

上段の国庫補助金のうち、予算現額と収入済額との差が大きくなっているものについて御説明いたします。

下から3段目、医療施設運営費等補助です。

これは、国の経済対策に対応し、令和7年2月補正予算による生産性向上・職場環境整備等事業について、全額、令和7年度に繰り越したことによるものでございます。

次に、最下段の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございますが、これは、同交付金を財源とする物価高騰対策事業、医療機関等分を全額、令和7年度に繰り越したことによるものでございます。

76ページをお願いいたします。

下から2段目の繰入金の地域医療介護総合確保基金繰入金についてですが、予算現額と収入済額との差が大きくなっています。

こちらにつきましては、当基金を活用した事業の実績減に伴う基金繰入金の減となっております。

78ページをお願いいたします。

歳出につきまして、主なものを御説明いたします。

下段の公衆衛生総務費につきまして、不用額3億7,186万円余の主なものは、物価高騰対策事業の実績額が見込みを下回ったことによるものでございます。

また、翌年度繰越額につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

79ページをお願いいたします。

上段の予防費について、不用額が9,109万円余ございます。

これは、看護職員待遇改善推進事業の所要額が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、医薬費の下の2段目、医務費について、不用額が2,650万円余ございます。

これは、へき地医療施設運営費補助等の所要額が見込みを下回ったことによるものでございます。

また、下段の保健師等指導管理費について、不用額が2,469万円ございますが、これも、医療従事者勤務環境改善推進事業等の所要額が見込みを下回ったことによるものでございます。

資料、替わりまして、附属資料の17ページをお願いいたします。

本年度に繰越しとなった事業について御説明いたします。

いずれも明許繰越しになります。

まず、上段の医療施設等施設・設備整備費につきまして、2事業を繰り越しさせていただいております。

1段目は、災害拠点病院の被災者受入れス

ペースの整備に対する助成でございますが、需要の高まりにより資機材の入手に不測の日数を要したため、やむを得ず繰り越したものでございます。

なお、既に事業は完了しております。

2段目の事業は、医療機関における電子処方箋の導入等に対する助成でございまして、国の経済対策に対応した令和7年2月補正予算による事業であり、年度内に十分な事業期間を確保できなかつたため、やむを得ず繰り越したものでございます。

また、3段目の物価高騰対策事業、4段目、産科・小児科医療確保事業、5段目の生産性向上・職場環境整備等事業につきましても、同様の理由により翌年度に繰り越したものでございます。

なお、いずれも今年度内の事業完了を見込んでいるところでございます。

続きまして、33ページをお願いします。

収入未済について御説明いたします。

1の歳入決算の状況を御覧ください。

医師・看護師等修学資金貸付金償還金の収入未済額が323万円余ございます。

未収金が発生しておりますのは、看護師等を対象にした貸付金でございまして、この貸付金は、看護学校卒業後、県内の病院や診療所等において、3年または5年間継続して看護業務に従事した場合は返還が免除されるものとなっております。

ただし、看護師等免許が取得できなかつた場合や、看護業務に従事したもの、義務を果たす年限、対象医療機関での業務に従事できなかつた場合などにおいては、貸付金の返還義務が生じるものでございます。

3の収入未済額の状況でございますが、令和6年度末時点で滞納者は11名で、返還義務が生じたものの、経済的な状況等により返還が滞った方となっております。

4の未収金対策でございますが、1の新たな未収金を発生させない取組として、(1)(2)

として、貸与者に対し、貸付申請時から、本事業の趣旨やルールの意識づけを徹底し、(3)では、返還義務者の返還期限が過ぎた場合には、直ちに当課から早期履行を求める連絡を行うことを徹底しております。

次に、2の過年度からの滞納者への対応といたしまして、令和6年度当初は9名でしたが、定期的な電話連絡、自宅などの訪問により、現在の収入状況等を聴取した上で、分割により納入可能な額を協議し、返済計画の見直し等を行っております。こうした取組の結果、昨年度は1名の方が完納いただいたおります。

引き続き、新たな未収金の発生防止と滞納累積防止に努めてまいります。

続きまして、38ページをお願いいたします。

不納欠損について御説明いたします。

熊本県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金返還金につきまして、補助金の返納義務が生じた者が破産をしたため収入未済となりましたが、破産法による配当手続が進み、昨年8月に263円の配当金を受け入れ、その残額2,000円について債権を放棄したため、1件の不納欠損処分を行っております。

医療政策課は以上です。

○黒瀬国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

令和6年度決算につきまして御説明いたします。

説明資料の80ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入についてですが、財産収入、繰入金、諸収入、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、81ページをお願いいたします。

一般会計の歳出について、主なものを御説明いたします。

下段の国民健康保険事業特別会計繰出金につきまして、不用額5億9,400万円余が生じ

ております。

これは、市町村の保険給付費の実績額が見込みを下回ったため、県の法定負担金に不用が生じたものでございます。

続きまして、国民健康保険事業特別会計でございます。

82ページから84ページまでが歳入になります。

歳入につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、85ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計の歳出でございます。

国民健康保険運営費につきまして、不用額88億5,600万円余が生じております。

これは、予算を計上する際に見込んだ医療費よりも実際の医療費が下回り、それに連動いたします保険給付費につきましても実績額が見込みを下回ったためでございます。

医療費等につきましては、今後ともより的確な見込みに努めてまいります。

国保・高齢者医療課は以上でございます。

○堤健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料の86ページをお願いします。

一般会計及び国民健康保険事業特別会計について御説明いたします。

まず、一般会計についてです。

歳入については、使用料及び手数料、国庫支出金、飛びまして、88ページの繰入金、諸収入がございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出でございます。

89ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費の主な事業は、備考欄記載のとおりでございます。

不用額の1億5,367万円余のうち主なものは、指定難病医療費や指定難病医療費事務費

の支出額が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

90ページをお願いいたします。

まず、上段、予防費を御覧ください。

これは、ハンセン病に関する事業費で、不用額の44万円余は、扶助費等の実績が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

次に、中段、医務費を御覧ください。

これは、歯科医療確保対策事業に関する事業費で、不用額の19万円余は経費削減による執行残でございます。

また、翌年度繰越額につきましては、後ほど附属資料で説明をいたします。

次に、下段、国民健康保険事業特別会計繰出金を御覧ください。

これは、特定健康診査等や糖尿病予防に関する事業で、不用額の100万円余は、糖尿病対策事業に係る経費が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

次に、91ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計について御説明いたします。

歳入について、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出でございます。

92ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費でございます。

これは、主に国保ヘルスアップ支援事業に係るもので、不用額の1,826万円余は、事業に係る報償費や委託料等の執行残でございます。

続きまして、別冊の附属資料をお願いいたします。

18ページをお願いいたします。

明許繰越しについてでございますが、災害時歯科保健医療提供体制整備事業につきまして、4,500万円の繰越しを行っております。

これは、災害時の避難所における歯科保健医療提供のための歯科診療所の導入に対する助成の経費で、国の経済対策を受けて、2月

補正で予算措置を行ったため、年度内の執行が困難となり繰り越したものでございます。

健康づくり推進課は以上でございます。

○飯野薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

説明資料にお戻りいただきまして、93ページをお開きください。

歳入についてでございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、94ページ、表中、中ほどの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金についてでございますが、予算現額と収入済額との差が1億3,747万円余ございますけれども、これは、主に令和7年度への事業繰越しによるものでございます。

なお、事業繰越しにつきましては、後ほど附属資料を用いて御説明をさせていただきます。

続きまして、歳入について、主なものを御説明いたします。

96ページをお願いいたします。

下段の生活衛生指導費につきまして589万円余の不用額が、次のページ、97ページにございます薬務費につきまして3,046万円余の不用額が生じております。

これらは、主に物価高騰対策事業等の実績額が見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、別冊の附属資料を御用意ください。

繰越しについて御説明いたします。

19ページをお願いします。

まず、物価高騰対策事業でございますが、4件合わせまして1億1,360万円余を繰り越しております。

これら、国の補正予算による事業実施でございまして、年度内の執行が困難であったため、やむを得ず繰り越したものでございます。

なお、本事業につきましては、年度内には完了予定としております。

次に、一番下、電子処方箋の活用・普及促進事業でございますが、3,043万円を繰り越しております。

こちらについても、国の補正予算による事業実施でございまして、年度内の執行が困難なため、やむを得ず繰り越したものでございます。

なお、こちらの事業につきましても、年度内には完了予定としております。

薬務衛生課は以上でございます。

○高木健次委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

それでは、質疑ありませんか。

○前川收委員 まず、説明資料の1ページで、歳出の不用額が165億6,000万円が上がっておりますね。内容をずっと一つ一つ説明を聞きながら見ておりますと、ほとんどが、執行額が見込みを下回ったということの説明が多くかったと思います。

例えですけれども、ほとんどの課にもあるわけでありますけれども、子ども未来課の44ページ、児童福祉総務費、児童健全育成事業(運営費)等の実績が見込みを下回ったためということで、4億9,000万円の不用額が生じている。

その次のページ、45ページでも、別に子ども未来課だけじゃないんですけども、例えばの話ですけれども、ここでも9億748万円の不用が出ておりますが、これも、施設型・地域型保育給付費負担金が必要の見込みを、需要とは書いてませんが、見込みを下回ったためということになっておりまして、そういう不用額、全部が全部じゃありませんけれ

ども、トータルが160億を超える不用額ということになっております。

それではでありますけれども、これはもう全部各課に聞いても仕方ないので、部長に聞きたいと思っていますが、もともと予算編成をする中で、所要の見込額というものを算定なさる。その算定基準というのは当然あろうかと思ってまして、その基準に、歳出に沿ってずっと算定してきているんだと思いますが、仮に、例年、このくらいの不用が出るのか、もしくは、令和6年度が物すごく不用額が大きかったのか、もしくは、例年このような不用が仮に出るとすれば、それはやっぱり見込みの、要するに需要の算定の仕方がちょっと改善の余地があるのじゃないかという疑問もありますけれども、全体論で聞くのはちょっと難しいかもしれません、多分たくさんございますから、各課に全部聞いていたら大変なことに、時間がないので。大体そのパターンとして分かっていらっしゃると思いますので、その件についてちょっと説明してもらえばと思います。

○下山健康福祉部長 不用額の件で、御承知のとおり、健康福祉部、内容的に扶助費的性格のもののが多うございます。先ほどの給付金などもそうなんですけれども、市町村の給付に合わせて県が出したりとか、あと、一番多いのは国民健康保険の給付でございましたり、そういういわゆる事業とは少し違う、性質の異なるものが多い状況でございます。

過去の数年、ちょっと令和2年度から見てみたら、その中では、165億ってのは一番少ない数字ではございます。かつてからそのような御指摘もありまして、財政課に予算要求をする際には、どのように見込むか、扶助費なので当然不足してはならないということもありまして、多少伸び分とか、あと、いろんな要素を配慮しまして、少し多めに積んでいる状況でございます。

本来であれば、2月の補正で間に合えば減らしているものもあるんですけども、それでも、数か月で、もしかして足りなかつたらいけないということで、多少の余裕も残しているところもございまして、この分ぐらいの、歳出予算に占める割合は4%ぐらいになります。このぐらいの割合は、当部の予算の性質上、お許しいただければなというような認識でございます。

とはいって、予算の非常に厳しい状況なので、かつてよりも精査をして当初予算は計上しているつもりでございます。

引き続き、適正な額を見積もりまして、極力不用額が生じないような形での予算編成、それから執行に努めてまいりたいと思っております。

○前川収委員 例年より多いのかと思ったら例年より少ないという御答弁でありましたので、少しひっくりしましたけれども、需要見込みをなかなか多めにしとかないと困ることになるという皆さん方の事業の性格というのはよく分かっているつもりですが、トータルで、160億ですね。160億というのは、県が新たな事業を起こして何かやろうと思ったときに、当初予算でその分の10%でもあれば16億、その10%だけでも、何となく最初の当初予算の見込みの中から捻出できれば、結果としては足りているわけですから、1割カットしても、その結果は足りているわけですから、その16億というお金は物すごく大きな県の可能性、予算的な可能性、これは、部とか課にこだわらず、県として使える予算という部分については物すごく大きな予算になるというふうに思っています。

もちろん、足らなくなることはできませんが、でも、補正予算はできるわけでありますから、仮に需要見込みを上回った金額が必要だということのときは、それはやっぱり補正予算を組めばいいわけでありまして、ちょっ

とそこは、やっぱりなお慎重に当初予算を組むときから組んでもらって、極力不用を減らして、不用をなぜ減らさなければいけないかというのは、今言ったように、それが当初から使える予算としてほかの部分に回せるとすれば、それぞれ地域の中で抱えている問題、我々の中にもたくさんありますけれども、こんな予算があれば、もっとあれができたのに、これができたのにというそういう気持ちが、多分、僕だけじゃなくて、みんなそう思っていると思いますので、ぜひ、そういういた当初予算を組まれるときに、厳しめの需要予測をなさるということ、それから、足りてなければやならないというのは当然でありますが、補正予算でも、後で足りなかつたら補正予算で速やかにやる、補正予算の場合、こういった特別な事情のやつは、この間は、災害のときに専決処分というのをやらされました。もしも皆さん方の見込みを上回るような事由があった場合には、こういう待ったなしという状況のやつには、それは、やり方によってはそういうこともできないことはない、専決だってできないことはないと思っています。

より予算を柔軟に使うためには、その部分はしっかりと精査していただきますようにお願いをいたしますが、どうでしょう。

○下山健康福祉部長 ありがとうございます。

実は、一部足りなくなる予算につきましては、12月とか2月に増額の補正予算を組ませていただいております。多くは、2月に減額をする場合が多うございます。その分も見越して、恐らく総務部のほうも大体このくらい余るんだろうということは想像はされていると思うんですけども、先生がおっしゃるように、予算が組めるかというと、その分があつたらもっとたくさんの予算が最初から計画的に組めたであろうというような御指摘だと認識しております。

できるだけ、おっしゃったように、途中で足りなくなるリスクを、例えば、もう事前に分かるならば、9月とか12月、早めに積むとか、もうどうしてもというときは専決をさせていただくとかいう方法も、今御提案もいただきましたので、そこも踏まえた上で、精緻な予算編成というか、要求に努めてまいりたいと思っております。

御指摘ありがとうございます。

○前川收委員 よろしくお願ひします。

○高木健次委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

○高島和男委員 説明資料の36ページ、社会福祉課でございます。

一番最下段のひきこもり支援推進事業ということで、1,949万円余が支出をされておりますけれども、資料によりますと、このひきこもりの相談が延べの656件で、実数が202人ということでございますけれども、この数字というのは、あくまで電話とか来所に対応した数だと思うんですけども、実際には、ひきこもり、よく言われておりますように、なかなか声が上げられない潜在的な人たちも多数いらっしゃるような話もよく耳にしますけれども、県としては、その隠れた数字に対してどういう御認識をお持ちかということをお尋ねしたいと思います。

○富安社会福祉課長 社会福祉課でございます。

相談の実績に関しては、今高島委員がおっしゃったとおりで、そんな隠れた声というのはどうなんだって話なんですけれども、たしか、今このひきこもり支援事業を実施しておりますひきこもり地域支援センターというのは精神保健福祉センター、県立大学近くにあるだけで、課題としましては、やっぱり場所

が離れたところに関しての対応というのが、まさに隠れているといいますか、やっぱり来所が難しいようなところとか、そういうところを念頭に、一応出張相談って形でやらせていただいていることと、あと、もう一つが、やっぱり県民の方が一番身近な市町村でそうしたひきこもりの相談対応ができるのが一番よろしいということで、今市町村のほうの支援といいますか、そういった取組を支援しまして、最近の話ではございますけれども、宇城市あたりでは、令和6年度の4月から独自に専門の相談窓口を設置しているとか、あと、今年度からは合志市がそれに続くというふうな状況で、市町村、今それに続いて、どんどんどんどんできればいいんですけれども、なかなか市町村さんも、やっぱり人員の問題というのがございますから、なかなか悩ましいところなんではございますが、続いて、隠れた需要というのがどれぐらいあるか、ちょっと数値的なお示しはなかなか難しいんですが、いわゆる出張相談だとか、今言った市町村での相談ができる対応体制整備、あと、市町村さんの保健師さんあたりにその研修とかもやったりしているものですから、そういうのに力を入れていくというか、やっていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○高島和男委員 おっしゃるように、市町村との協力というのは非常に大切だと思いますし、福岡とか、あるいは長崎あたりも、具体的にそういう家庭訪問というか、アウトリーチ的なやり方をやっていらっしゃる自治体もあるようでございますので、ぜひ、潜在的な、電話もかけられない人たちがいらっしゃるかもしれませんので、そういう方々にどう寄り添うかということを、次年度以降、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

以上、要望です。

○高木健次委員長 ほかにございませんか。

○前田憲秀委員 説明ありがとうございました。

24ページ、高齢者支援課さんのところでお尋ねですが、老人福祉費の中で、先ほどからあるように、不用額3億5,300万、その理由に、看護・福祉職員等処遇改善(介護分)等において執行額が見込みを下回ったためという御説明がありました。

これはお尋ねですけれども、まず申請が上がったところにその支援が行くという仕組みでよろしいだったですかね。

○笠高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

今御質問がありました補助金につきましては、委員御指摘のとおり、申請があったところに対して補助を行う制度となっております。

○前田憲秀委員 ありがとうございました。

繰越しの説明でもあったように、ちょうど年度をまたいで補正もあり、またいで繰越しになるみたいなこと多々あると思うんですけども、これは足りないぐらいでいいんじやないかというイメージがあるんですけども、申請漏れがっているだとか、本当に必要なところに行き渡っているのかとか、そこら辺は、課長、どんなでしょう。

○笠高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

この不用額が生じている事業につきましては、令和5年度に予算措置をしたもの令和6年度に繰り越して実施をしている分になります。

先ほど繰越しで御説明をしたのは、令和6年度に予算化をして今年度に繰り越したもので、毎年こういう形でちょっと繰り越して実

施をさせていただいている形になっております。

それを踏まえまして、この不用額が生じています令和5年度補正分につきましては、例年そうなんですかけれども、対象となります高齢者介護のサービス事業者に対しまして、個別に登録していただいているメールアドレスに補助金の御案内等をさせていただいておりまして、できるだけ丁寧に制度の周知を図っているところでございます。

令和6年度分の、前に令和4年度補正のときにも同様に処遇改善に対する補助を行っているんですけれども、そのときが、見込んでいました事業所の数に対しまして申請があつた事業所の数が、およそ72%ぐらいだったんですけども、今回決算で上げております令和5年度補正を令和6年度に繰り越して実施をした補助につきましては、見込んでおりました事業所のうち、およそ84%ぐらいの事業所から申請をいただいているところでございます。ですので、周知のほうも頑張ってきておりまして、活用いただく事業所は増えてきているのではないかというふうに認識をしているところでございます。

○前田憲秀委員 ありがとうございました。

物価高騰対策というのは、昨年から今年にかけて強く言われている部分かなと思います。そして、介護の分野というのは、やっぱり公定価格が決まっているので、いろんな処遇改善はその範囲でやるというのは非常に難しいところじゃないかななど。

こういう緊急の補正だとか支援策だとか、そういったので何らかの形で処遇改善に取り組んでいただけるんじゃないかなというのが私の思いでありますので、先ほど、見込みを利用者は増えているってことですけれども、まだまだこの不用額は足りないぐらいでいいんじゃないかなという実感もありますので、徹底というか、案内漏れがないような周知徹

底は、さらにしっかりと進めなければと思ひます。

○笠高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

今委員のほうから御指摘がありましたとおり、当課におきましても、制度周知等を今後より一層図って、より多くの事業者の方に御利用いただけるように努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○前田憲秀委員 お願いします。

以上です。

○高木健次委員長 ほかにございませんか。

——なければ、これで審査を終了します。

次回の第4回委員会は、10月17日金曜日午前10時から開会し、午前に環境生活部、午後から商工労働部及び観光文化部の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

午後2時24分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

決算特別委員会委員長